

議案第29号

令和6年度鹿児島県病院事業特別会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度鹿児島県病院事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数 911床

(2) 患 者 数

延入院患者数	253,739人	1日平均入院患者数	695人
延外来患者数	263,545人	1日平均外来患者数	1,085人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 病院事業収益		20,148,400千円
第1項 医業収益		16,473,865千円
第2項 医業外収益		3,674,535千円
	支	出
第1款 病院事業費用	23,027,488千円	
第1項 医業費用	22,887,375千円	
第2項 医業外費用	130,113千円	
第3項 予備費	10,000千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 654,582千円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものとする。)

	収	入
第1款 資本的収入		1,310,498千円
第1項 企業債		692,000千円
第2項 他会計負担金		618,498千円
	支	出
第1款 資本的支出	1,965,080千円	
第1項 建設改良費	1,314,148千円	
第2項 企業債償還金	631,580千円	
第3項 長期貸付金	19,120千円	
第4項 基金積立金	232千円	

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	県立病院の施設及び設備の整備事業
限度額	692,000千円
起債の方法	証書借入又は証券発行
利率	年7.0パーセント以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）
償還の方法	借入時期から据置期間を含め40年以内において元利均等又は元金均等の方法により償還する。ただし、財政の都合により繰り上げて償還をし、又は上記借入期間の範囲内で借り換えることができる。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 12,332,474千円
- (2) 交際費 565千円

（たな卸資産購入限度額）

第7条 たな卸資産の購入限度額は 2,615,315千円と定める。

令和6年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一